

保険事例研究会レポート

第 375 号 2025. 1



公益財団法人 生命保険文化センター

目 次

不払い検証時の見舞金の支払い等と取締役の任務懈怠責任	1
契約復活時の告知義務違反	19

不払い検証時の見舞金の支払い等と取締役の任務懈怠責任

東京地方裁判所令和3年12月24日判決（平30（ワ）第14893号）・2021WLJPCA12248015

東京高等裁判所令和4年11月24日判決（令4（ネ）第276号）

事実の概要

株式会社A社は、子会社である生命保険会社、損害保険会社等の経営管理等を目的とする公開会社であり、発行済株式総数は11億9802株3000株である。A社は、平成22年4月まで生命保険業を営む相互会社であったところ、同月に組織変更により株式会社化した後、平成28年10月1日に会社分割を行い、A社は持株会社として子会社の経営管理等を行うことが事業となつた（ただし平成28年10月、A社の事業内容が変更する際に会社分割がなされたという事実は本判決では認定されていない）。

Y₁は、平成16年以降、A社の取締役及び代表取締役等を務めており、Y₂は平成9年から平成29年までの間、取締役及び代表取締役等を務めた。本件は、A社の株主であり、かつ、かつて従業員でもあったXが株主代表訴訟を提起して、Y₁らの損害賠償責任追及を求めるものである。Xの主張によれば、Y₁らの責任原因となるのは、①いわゆる保険金不払い問題発覚後、保険金請求権の有無の不明な契約者に支払った見舞金が法的根拠のない支払として任務懈怠となる点、および②横領事件を引き起こした従業員に対する退職金支払いが任務懈怠となる点の2点であった。

そのほか、本件では、平成12年から平成29年

までA社の会計監査人を務めた監査法人Y₃も被告とされていたが、原審の請求棄却判決に対して、Y₃に対しては控訴されておらず、本判決の対象とはなっていない。

Xは平成18年から平成20年までの間、A社の保険金支払い部門に所属していた。

なお、本報告者は実務経験のない研究者であるため、判例評釈の原則（大村敦志ほか『民法研究ハンドブック』〔有斐閣・2000〕328頁）にのっとり、本判決及び原審による事実認定を前提とし、事実認定の適否は取り扱わない。後述するように、本判決によれば、A社が顧客（保険金受取人）からの保険金請求に対して他の支払事由についての請求案内をすることを廃止した平成10年3月において、「同業他社は、支払可能な保険金については可能な限り支払う方針を採用していた」と認定しているところ、「同業他社」とはいかなる範囲を指すのか、また「支払可能な保険金については可能な限り支払う方針」とはA社の廃止した請求案内を実施していたことを意味するのか、不明確である。仮に、「A社以外のすべての生命保険会社が請求案内を実施していた」という意味であれば、保険金不払い問題が本件Y₁社のみならず主要生命保険会社・損害保険会社に広く発生した問題であることからすると（金融庁「損害保険会社10社に対する行政処

分について」〔平成 19 年 3 月 14 日〕、金融庁「生命保険会社 10 社に対する行政処分について」〔平

成 20 年 7 月 3 日〕)、にわかには信じがたいものの、本稿は本判決の認定事実を前提にする。

【A 社の保険金不払い問題対応と見舞金支払い】

※カッコ内は本判決の認定事実には記載されていない事実であるが報道等で知ることのできる事実

年月日	出来事	Y ₁	Y ₂
(H06. 07)	(Y ₂ 取締役就任)		
H10. 03	A 社がこれまで行っていた保険金支払請求時の他の支払事由該当の請求案内を廃止。		
(H13. 07)	(Y ₁ 取締役就任)		
(H15. 04)	(Y ₁ 代表取締役専務就任)		
(H16. 07)	(Y ₂ 代表取締役社長就任、Y ₁ 取締役退任・常務執行役員就任)		
(H17. 02. 20)	(生命保険会社 M 社による死亡保険金不払いが発覚)		
H17	いわゆる 保険金不払い問題 が社会問題化		
H17. 07	金融庁、①故意の支払漏れの検証を各生命保険会社に求める		
H18	金融庁、②過失による支払漏れの検証を各生命保険会社に求める		
H18. 04	A 社、約 253 万件について支払漏れの確認の自主調査を開始 【平成 18 年検証】		
H18. 12. 13	A 社従業員 X が A 社代表取締役 Y ₂ に約 3 万 2000 件の他の支払事由に該当する可能性のある事案がある旨報告		
H19. 02	金融庁が保険業法 128 I に基づいて A 社含む生命保険会社に対して追加支払いが必要な契約の件数・金額報告命令 A 社は請求があれば保険金支払いの可能性のある契約を特定し、保険金曜の支払請求を個別に案内する方針決定		
H19. 05	A 社は請求を失念している可能性のある契約者に注意喚起文書送付		
(H19. 07)	(Y ₁ 取締役就任)		
H19. 10. 05	A 社は保険金追加支払が確定した個人保険が 6 万 9997 件であることを金融庁に報告 + 公表		
H20. 07. 03	金融庁は A 社を含む各生命保険会社に対して保険業法 132 I に基づいて業務改善計画の提出、6 か月後の計画進捗報告命令。		
H21. 03	X が金融庁の報告命令に対する A 社の虚偽報告を金融庁に公益通報。 【一度目の公益通報】		
H22. 02	A 社従業員から A 社が金融庁の立入検査の質問に虚偽回答した旨の公益通報が金融庁に。		
H22. 04. 01	A 社が相互会社から株式会社に組織変更		
H22. 04	A 社は契約者から請求された支払事由以外にも保険金支払事由のある可能性のある契約を精査し、請求案内の実施を目指す。 【平成 22 年検証】 A 社は 見舞金制度 の創設を検討。弁護士に意見聴取し、妥当である旨の回答を得る。 (Y ₁ 代表取締役社長就任・Y ₂ 代表取締役副会長就任)		
H22～H27	A 社は契約者等に 180 件の見舞金を支払い		
H26. 08&11	A 社従業員 X は、金融庁法令等遵守監理官と証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課 公益通報窓口に A 社が金融商品取引法上の報告書に虚偽の事実記載および A 社および Y ₁ が違法行為を行った旨の公益通報 【二度目の公益通報】		
H27. 10. 26	金融庁は A 社に立入検査実施		
H26. 12. 11	金融庁は A 社に対して保険業法 128 に基づく報告徴求命令		
H28. 01～10	A 社 6 回にわたり金融庁に報告		
H28. 10. 01	A 社持株会社化		
H29. 02. 23	X から A 社監査等委員会に Y ₁ の提訴請求		
H29. 04. 21	A 社から依頼を受けた弁護士が Y ₁ に善管注意義務違反はないことを A 社に報告		
(H29. 07)	(Y ₂ 取締役退任・特別顧問就任)		

取締役

代表取締役

代表取締役

1. 保険金不払い問題と見舞金支払

(1) 保険金不払い問題の発生

A社は、平成 10 年 3 月まで、特定疾病保険金単独詮議依頼・給付金単独請求があった際に、主請求以外の支払事由が請求書類その他の資料から判明した場合には、他の支払担当に案件を回付し、査定を行ったうえで請求案内を行っていた。だが、請求件数の増加等によって、業務負担の増大や処理遅延が発生したことから、平成 10 年 3 月から、A社は特定疾病保険金単独詮議依頼における給付金請求案内及び給付金単独請求における特定疾病請求案内をしないこととした。これに対して、同業他社は、支払可能な保険金については可能な限り支払う方針を採用していた。

平成 17 年、他の生命保険会社の多数にわたる不適切な保険金不払いを契機にいわゆる保険金不払い問題が社会的に問題となった。広義の「保険金不払い」には、支払請求のあった保険金に対する①故意の支払漏れ（別名、「不適切な保険金不払い」）、②過失による支払漏れ（別名、「狭義の支払漏れ」）のほか、当該保険金の請求がなされていなくとも提出された診断書等から他の支払可能な保険金がわかるのに請求案内を行わない③請求案内漏れがある。

金融庁は、平成 17 年 7 月、全生命保険会社に対して、平成 13 年度から平成 17 年度まで過去 5 年間の①不適切な保険金不払い（故意の支払漏れ）の検証を求め、平成 18 年には、全生命保険会社に対して、平成 13 年度から平成 17 年度までの②狭義の支払漏れ（過失による支払漏れ）の検証を求めた。

(2) A社の平成 18 年検証

これを受け、各生命保険会社は、当該期間に顧客から保険金等の請求があった際に提出された全診断書の自主検証を開始した。A社も、平成 18 年 4 月に、平成 13 年度から 17 年度までの間の保険金請求約 253 万件を対象に支払漏れの事案を確認するため、保険金等の支払状況に関する自主調査（以下、平成 18 年検証という）を開始した。

A社保険金支払部門従業員であった X は、平成 18 年 12 月 13 日、当時の A 社代表取締役社長であった Y₂ に、平成 18 年検証の状況を報告した。報告書面には、提出された診断書で「他の支払事由に該当する可能性」を確認で

きるが、確定までには至らない案件として約 3 万 2000 件ある旨、記載されていた。X は、当時 A 社執行役員であった Y₁ と自主検証を支払漏れから案内漏れのどの範囲まで拡大して行うのかについて、前記報告書面を用いて相談した。

平成 19 年 2 月、金融庁は保険業法 128 条 1 項に基づき A 社を含む各生命保険会社に対して、平成 13 年度から平成 17 年度までの間に保険金等の支払事由が発生した事案のうち、追加的な支払いが必要なもの件数及び金額等について報告するよう命じた。

これを受け、A 社は、検証対象期間に請求があった支払済み案件全て（請求単位で約 253 万件）の診断書のうち、請求があれば保険金等支払の可能性のあるものを特定し、保険金等の支払請求を案内（個別勧奨）することを決めた。また、A 社は平成 19 年 5 月頃、請求を失念している可能性のある契約者に対して、注意喚起文書を送付した。

平成 19 年 10 月 5 日、A 社は、金融庁に対して個人保険約 420 万件及び団体保険約 9 万件の合計約 429 万件の支払状況を検証し、保険金を追加で支払うことが確定した個人保険の事案が 6 万 9997 件であることを報告し、その旨を公表した。

金融庁は、平成 20 年 7 月 3 日、A 社を含む各生命保険会社に対して、保険業法 132 条 1 項に基づき、業務改善計画を提出し、以後 6 カ月ごとに計画の進捗等について報告すべきことを命じた。これを受け、A 社は、同日、業務改善推進本部を設置し、同年 8 月以降、改善策の実施状況および実効性を検証し、必要な措置を講じた。

(3) X による公益通報

A 社従業員 X は、平成 21 年 3 月、金融庁に対して、A 社が金融庁からの報告命令等に対して虚偽報告等を行った旨の公益通報を行った。平成 22 年 2 月にも、A 社従業員と主張する者から金融庁に対して、A 社が平成 21 年 9 月から実施された金融庁の立入検査において X の公益通報に基づく金融庁からの質問に対して虚偽の答弁を行った旨の別の公益通報がなされた。

平成 22 年 3 月 19 日から同年 4 月 13 日にかけての参議院財政金融委員会等でも A 社の保険金不払問題が指摘された。

(4) A社の平成 22 年検証

A社は、平成 22 年 4 月から、平成 13 年度から平成 17 年度までの間に保険金等を支払った契約に対して、別病院での入院、死亡前の入院・手術、入院後に再度入院したケースなど、契約者から請求された支払事由以外にも保険金支払事由の存在する可能性のある契約の約 15 万件について精査し、請求案内をすることを目的に、保険金等の支払状況に係る自主検証(以下、平成 22 年検証という)を開始した。

保険金をすでに支払った案件について更なる請求勧奨を実施するにあたり、A社は、検証対象年度(平成 13 年度から平成 17 年度)が既に医療機関におけるカルテ保存の法定期間を超えており、契約者等が請求書類を完備することが困難であることを想定して、緩和した取扱い基準に基づいて見舞金を支払う制度を考案した。見舞金額は、特約日額の 10 日分を上限とするものであった。A社は、かかる見舞金制度の妥当性について、平成 22 年 4 月頃、弁護士に意見を求めた。弁護士は、A社に対して、請求勧奨が顧客保護の観点から実施されるものであることなどを踏まえると、保険金の支払いの際に要求される書面が提出されなくても基準を緩和して見舞金を支払うことは妥当であり、かつ、見舞金額を日額×10 日分とすることは公平性の観点から過大ではなく、そして、見舞金の支払はからの給付金が支払われるべき対象に行われるものであることから会社に対して損害を与えたと認定される可能性は低いと述べた。

A社は、弁護士の回答を受けて、見舞金制度として、契約者等及びA社から医療機関への確認を行うなどの一定の基準を満たした場合には、医療機関発行の証明書等の提出がない場合であっても、保険金部を担当する取締役常務執行役員によって、特約日額の 10 日分を上限に見舞金を支払うことを決定した。

平成 22 年検証の結果、A社は、保険金請求のされていない別病院での入院記録のあるケース、死亡保険金請求がなされた事案で死亡前に入院・手術記録のあるケース、入院後に保険金請求のされていない再度入院の記録のあるケースについて合計で、7336 件について保険金を支払い、180 件については見舞金を支払った。180 件の見舞金の合計額は 856 万 9000 円であった。

(5) Xによる二度目の公益通報

A社従業員Xは、平成 26 年 8 月および同年 11 月に、金融庁法令等遵守監理官と証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課公益通報窓口に対して、A社が金融商品取引法の定める報告書に虚偽の事実を記載した事実等についての公益通報と A社と Y₁ が違法行為を行った旨の公益通報を行った。金融庁は、公益通報に基づいて、Xに対して、複数回、事情聴取を実施した。

平成 27 年 10 月 26 日、金融庁はA社に対して立入検査を実施した。同年 12 月 11 日、A社に対して保険業法 128 条に基づく報告徴求命令を発した。これに対してA社は、平成 28 年 1 月から同年 10 月まで、6 回にわたり金融庁に対して報告徴求命令に基づく報告をした。

2. 出向中に横領事件を起こした自殺した従業員への退職金等の支払

A社の従業員Bは、A社からC社に出向しており、C社における内部通報及びそれに基づく調査の結果、BがC社において横領したこと自認し、その横領金額は 8747 万 1000 円であった。

A社は、C社の報告および出向解除等の依頼を受け、弁護士の見解を聴取して、BをC社からA社に復帰させ、A社の管理職員懲戒委員会運営規程に基づいて、A社管理職員懲戒委員会においてBの懲戒処分を検討し、平成 22 年 5 月 25 日付で懲戒免職処分とすることを決定し、同 6 月 10 日前後にBの退職手続を行うことを決定した。しかしながら、C社から、Bの懲戒処分に優先して横領被害額の回収を図るべきであるとの申し入れを受け、また、Bからはリバースモーゲージローンを使って残額の弁済原資を捻出する旨の説明を受けたことから、Bによる横領金額の弁済が 1、2 カ月で完了すると見込み、A社はBの懲戒免職処分を延期した。

Bは平成 22 年 7 月 1 日にC社に対して被害弁償として 850 万円を支払ったものの、同月 29 日のC社に対する弁済は行わず、同月 30 日、Bは自殺した。

A社は、「職員が勤続満 1 年以上経過して、死亡、高度な障害状態又は療養による休職期間満了(無給休職期間中の退職を含む。)により退職した(解雇を含む。以下同じ。)ときは、本人又はその遺族に対し退職慰労金を支給する」旨の管理職員・内勤職員退職金規程を定めていた(同

5条2項)。同規程は、退職慰労金を基準退職金、加算金及び功労金の3つに分けており、このうち職員が在職中特に功労があったと認められるときに支払われる功労金を除いて、勤続年数、職位及び職位ごとの在任年数等によって機械的に算出されるものであった。

A社は、Bの自殺後、Bに対する懲戒免職処分執行の可否およびBの遺族に対する退職金の支払の可否について相談した。弁護士は、懲戒免職処分の手続が完了する前の死亡による退職のため懲戒免職処分の執行は難しく、退職金等はA社の社内規定に従って通常通り支払われるべき旨、A社に回答した。

そこでA社は、平成22年8月末ごろ、Bの遺族に対してB(勤続年数28年4月)の退職金1724万円のほか、職員総合福祉団体定期保険(保険料は全額A社負担)670万円、職員任意加入団体定期保険(保険料はA社と従業員が共同負担)4000万円、任意の生命保険金2100万円を支払った。

3. 提訴請求とA社の対応

Xは、平成29年2月23日、A社に対して、A社の監査等委員会を名宛人として、Y₁及びY₂の責任を追及する訴えの提起を請求した。Xの請求は、①A社による法律上の根拠のない3万4000件の見舞金支払い及びそのための支払い事務作業人件費等の合算で20億円、②懲戒免職処分を受けるべき従業員への退職金等支払として支払金額である8170万円を会社の被った損害について取締役の任務懈怠によるものであるとして会社法423条に基づく損害賠償請求を求めるものであった。

A社は、Xからの提訴請求を踏まえ、弁護士らに対して、Y₁及びY₂について損害賠償請求をすべきか否か検討を依頼した。弁護士らは、平成29年4月21日、A社に対して、見舞金の支払は3万4000件ではなく180件であること、180件合計856万9000円の見舞金支払い及びBに対する退職金等の支払は善管注意義務に違反しないことをA社に報告した。

A社がY₁らを提訴しなかつたため、Xが、株主代表訴訟(会社法847条)により、Y₁らに対して見舞金支払いとBに対する退職金等を支払ったことについて、取締役としての善管注意義務違反があり、会社法423条1項によりA社に対して損害賠償責任を負うと主張し、20億8170万円及び遅延損害金の支払を求めて提訴。

原審判旨：請求棄却

1. 保険金不払い問題と見舞金支払

「確かに、A社は、少なくとも平成17年当時、『最大のお客さま満足の創造』、『社会からの信頼確保』という経営方針を掲げていたところ……、A社において多数の狭義の支払漏れや請求案内漏れが生じた一因は、A社内部の業務負担の増大や処理遅延を解消するため、いわゆる請求主義を採用するとの方針を決定したことにより……、その後、保険金不払いが社会的に問題となり、A社が金融庁の業務改善命令を受けるなどしたこと等……も併せ考慮すると、このような事態を招いたA社契約サービス部の上記方針を決定した当時の執行役員及びこれを是認した他の取締役の判断は、上記のような経営方針を保険金等支払業務に具現化するという観点やその顧客の利益が不当に害されることがないようにするという観点からみて、相当であるとは断じ難い。

しかしながら、現に多数の狭義の支払漏れや請求案内漏れが発生した状況の下において、A社が見舞金制度を導入した目的……は、契約者保護にあり、その顧客の利益が今以上に不当に害されないようにするという観点からみて著しく不合理であるとはいはず、また、その見舞金額は、『日額×10』を上限としており、実際にも180件(合計856万9000円)の支払にとどまっているから、その目的達成の手段としても著しく不合理であるとはいしい難い。そうすると、A社が見舞金制度を導入し、契約者等に上記程度の見舞金を支払うと決定したことが著しく不合理であるとはいしい難い。そして、A社において、見舞金の支払に関する決定は、職務権限規程の固有責任権限表(平成22年4月。保険金部)により、マネジャーが立案して部長が承認し、執行役員が決定することとされていたところ……、A社保険金部を担当する取締役常務執行役員は、見舞金制度を導入するに当たり、弁護士の意見を聴いた上妥当であるとの回答を得るなどしており、その決定過程にも、何ら不合理な点は見当たらない。

以上によれば、見舞金制度の導入及び180件の見舞金の支払についての保険金部を担当する取締役常務執行役員の判断は、A社の取締役の判断として著しく不合理なものということはできず、当該取締役に善管注意義務違反があったとは認められず、Y₁らについても、取締役の監視義務の懈怠があったか否かを検討するまでもな

く、A社の取締役としての善管注意義務違反を認めることはできない。」

2. 出向中に横領事件を起こした従業員に対する退職金支払い

「取締役会は、取締役会設置会社の業務執行の決定等の職務を行う（会社法 362 条 2 項）が、支配人その他の重要な使用人の選任及び解任といった重要なものを除き、業務執行の決定を取締役等に委任することが許容されている（同条 4 項参照）。そして、使用者の懲戒権の行使は、企業秩序維持の観点から労働契約関係に基づく使用者の権能として行われるものであるが、就業規則所定の懲戒事由に該当する事実が存在する場合であっても、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとときは、その権利を濫用したものとして、当該懲戒が無効とするとされていること（労働契約法 15 条参照）を踏まえると、使用者である株式会社の被用者である労働者（支配人その他の重要な使用人に当たる者を除く。）に対する懲戒権の行使についても、取締役会の委任を受けた取締役等において、上記事情を総合考慮して決定することができ、その決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役等としての善管注意義務に違反するものではないと解すべきである。」

「これを本件についてみると、……A社は、その取締役会において、管理職員の退職に関する事項の立案及び実施に関する決定権限を人事部担当執行役員に委ねられていたところ……、本件出向先会社の報告及び依頼を受けて、本件従業員につき本件出向先会社出向中の横領行為を理由として懲戒免職処分とすることを決定したが、その後、本件出向先会社等から『本件従業員の懲戒処分に優先して、横領被害額の回収を図るべきである』との申入れを受け、本件従業員の意向も確認した上で、横領金額の弁済後に懲戒処分手続を進めることに決定した……というのであるから、このような決定をしたことは合理的である。そして、A社の上記決定後に本件従業員が自殺したため、上記懲戒免職処分をことができなくなり、他方、A社において管理職員の退職に関する事項の立案及び実施を担う人事部担当執行役員は、A社の社内規程……に従い、本件従業員の遺族に対し、退職金及び職員総合福祉団体定期保険金等を支払うことを決定した

ところ……、本件従業員の自殺を予期することができたことをうかがわせる事情は見当たらぬこと等からすれば、人事部担当執行役員の上記決定も直ちに著しく不合理であるとはいひ難い。そして、上記の各決定に至る過程においては、懲戒処分の決定に関する管理職員懲戒委員会において検討され、弁護士の意見も聴取されるなどの手続が履践されているのであって、その決定過程にも、何ら不合理な点は見当たらない。

以上によれば、人事部担当執行役員の上記判断は、A社の取締役等の判断として著しく不合理なものということはできず、当該執行役員に善管注意義務違反があったとは認められず、被告役員についても、取締役の監視義務の懈怠があったか否かを検討するまでもなく、A社の取締役としての善管注意義務違反を認めることはできない。」

これに対して、Xが控訴。Xは控訴審での補充的主張として、平成 18 年検証において、提出されている診断書類（報告書含む）では給付金を支払う事が出来ないが、別の診断書の提出で支払える可能性がある案件については「Z サイン」を付していたところ、Z サインの付された案件は約 3 万 4000 件存在し、かつ A 社はこの約 3 万 4000 件を放置していたことから平成 22 年検証後にこの約 3 万 4000 件に見舞金を支払ったはずであるとして、見舞金の件数は約 3 万 4000 件であったと主張した。

判旨：控訴棄却

原判決を若干の補正の上、X の補充的主張に対して、「Z サイン」は「提出されている診断書類（報告書類含む）では給付金を支払う事が出来ないが、別の診断書の提出で支払える可能性がある案件……」を意味するに過ぎず、別病院等での保険金支払いまで確認したものではないこと、平成 18 年検証及び平成 22 年検証の具体的な作業の内容についての証言の信用性、「Z サイン」の付された約 3 万 2000 件は「この中にさらに精査すれば他の支払事由に該当しないこととなるものが含まれている旨も説明されたことをうかがわせる」こと等を論拠に、「A 社において、平成 22 年検証後に、……合計 180 件の見舞金の支払のほかに、約 3 万 4000 件の見舞金の支払をした事実を認めることはできない」と判示した。

研究：判旨賛成

1. 本判決の意義

本件では、保険会社に対する株主代表訴訟として、①2005年ごろから社会問題となった保険会社の保険金不払い問題対応としての見舞金支払いと②出向先で横領事件を起こした自殺した従業員への退職金支払いの2点において取締役の任務懈怠責任が争われた。この2点は論点として独立しているため、本判決の意義も2点に分けられる。

本判決は上記2点いずれについても、取締役に善管注意義務違反は認められないと判断した。まず、①生命保険会社が医療機関のカルテ保管の法定期間を経過した時期の保険事故については保険金請求者が約定の証明書類を提出できない場合であっても一定の事実が確認できれば見舞金を支払うという見舞金制度の導入及び同制度に基づく見舞金の支払いについて、同制度導入の決定、支払いの決定のいずれの点においても善管注意義務違反はないとした。

そして、②出向先で横領事件を起こした従業員に対して懲戒免職処分の決定後、執行前に自殺した場合において、執行の延期が当該横領の被害者である出向先会社からの申し入れに基づいた場合であり、かつ、当該従業員の自殺を予見できる特段の事情の存在しない場合には、自殺によって懲戒免職処分ができなくなったことをもって、通常の死亡による退職の場合として退職金等の支払いをしても取締役に善管注意義務違反はないとした。

本件の特殊性として、株主代表訴訟の原告株主が会社の元従業員であり、しかも①見舞金支払いの業務を担当していた点がある。しかしながら、本判決の判示は、原告株主の特殊性について言及することなく、上記判断をしているため、本研究でも原告株主の特殊性について検討することはしない。

また、本件A社は従来、相互会社であったところ、平成22年に株式会社化した点にも特徴がある。後述（研究2. (2)②）する「請求案内の廃止」がなされたのはA社が相互会社であった時期であった。だが、本件でXがYらの任務懈怠行為に該当するとして問題にしている①見舞金支払いも②退職金支払いもいずれも株式会社化以降のことであるため、この点も特に取り上げない。

本稿筆者は、実務経験のない研究者であるため事実認定の妥当性については検討しない。そ

して、本件控訴審の判断事項の中心はXの補充的主張であるところのA社が見舞金として支払った件数が約3万4000件に上るか否かという事実認定に関するものである。このことから、本研究では、控訴審が新たに判示した点ではなく、控訴審が引用する原審の判断部分を検討する。

2. 見舞金支払いについて

（1）本判決の法律構成

① 審査対象となる行為について：「法的根拠を欠く」見舞金支払いとは

a) 本判決とXの主張との審査対象の差異

本件においてXが取締役の任務懈怠ないし善管注意義務違反に該当することを主張しているのは3万4000件の見舞金支払いであり、かかる見舞金支払いをXは「法的根拠を欠く」見舞金支払いと表現している。

これに対して本判決は、原審・控訴審とともに、Xの主張する3万4000件の見舞金支払いはないとしている。繰り返しになるが、本研究では、事実認定の適否は取り扱わないので、この裁判所の判断を所与とする。そして、このような裁判所の事実認定を前提にすれば、原告の主張する任務懈怠・善管注意義務違反を構成する事実が存在しないのであるから、この時点で裁判所は請求棄却の判断が可能となる。

しかしながら、本判決は原審からそのような道を選択しなかった。Xの主張する事実がなかったとしても、他にXの主張に関連する事実の中で任務懈怠・善管注意義務違反を構成する事実がないかを検討している。原告が主張していないにもかかわらず、一定の事実を裁判所が取り出して、それについて任務懈怠・善管注意義務違反の有無を検討しているのである。これは、一方では、裁判所の「丁寧」（ユーザー・フレンドリー）なサービスとして肯定的に評価できるが、他方では、このような裁判所の事実の抽出が理論上、明確でないと判決文の理解が困難になる。

本判決の原審は、Xの主張する「3万4000件の見舞金支払い」に代わって、①見舞金制度を設けたことと、②認定されている180件の見舞金支払いの事実の2点について、任務懈怠・善管注意義務違反

の有無を検討している。ここで掲げられている①見舞金制度の創設と、創設された見舞金制度に基づいて②180 件の見舞金支払いをしたこととは、異なる事実である。にもかかわらず、本判決の原審は、この両者をきちんと区分せずに判断しているため、分析が難しい点がある。

b) 「法的根拠を欠く」の意義

さらに、本件でXが任務懈怠・善管注意義務違反に該当するとして主張した「3万 4000 件の見舞金支払い」について、Xは、「法的根拠を欠く」と強調していることの意味が重要である。見舞金について「法的根拠を欠く」という表現をすると、保険会社たるA社に何ら実体法上の義務（契約者側から見れば「請求権」）がないにもかかわらず、支払った金銭という意味に理解できる。

しかしながら、後述するように、A社が支払った見舞金は、確かに保険事故発生・保険金支払事由をA社の定める方法による立証が厳密にはなされていないものの、入院記録等から保険金支払事由の発生の疑いが高い事案に対して支払われているものであって、実体法上の根拠が全くないとは断言できないものであった。このためか、本判決は原審も控訴審も、裁判所自身は、見舞金を「法的根拠を欠く」とは表現していない。

だが、Xの原審での主張をみてみると、Xのいう「法的根拠を欠く」という表現は、保険金支払事由が発生していないことを意味するものではない。Xの主張は、保険金支払事由発生のおそれの高い事案が3万 4000 件存在することを前提に、それだけの数の見舞金が支払われたはずだとのである。つまり、Xの主張は、むしろ見舞金支払いはA社に実体法上支払義務が生じていたおそれが高いことを前提としており、実体法上支払義務がないのに見舞金を支払ったことを問題視するものではない。

Xが取締役の任務懈怠・善管注意義務違反に該当するとして問題視しているのは、A社が作成した見舞金支払いの内規に従わず、秘密裏に見舞金を支払ったという点である（原判決・別紙 6「争点に關

する当事者の主張」1 (1) キ）。このような社内の手続ルールを遵守せずに支払ったという手続違反・内規違反の点を捉えてXは「法的根拠を欠く」と表現しているのである。

しかし、見舞金支払いについて「法的根拠を欠く」と表現すれば、実体法上の義務ないし請求権がないという意味と理解ないし誤解されるのは当然である。社内の手続違反・内規違反を「法的根拠を欠く」と表すことは誤解を招く表現であって、かかる表現を採用したことでXの主張が裁判所に伝わらず、法律判断において不利益に扱われるは、法律学が「言葉」による学問である以上（森田果『法学を学ぶのはなぜ』〔有斐閣・2020〕57 頁）、やむを得ないことと考えられる。

本研究がここで指摘したいのは、Xは、①見舞金制度の創設や②見舞金の内規に従った180 件の見舞金支払いは、取締役の任務懈怠・善管注意義務違反を構成するとは全く主張しておらず、むしろ社会的に望ましいと考えていたと推察されることである。本判決の原審が判断した①見舞金制度の創設及び②内規に従った支払いが任務懈怠・善管注意義務違反に該当するかどうかという点はそもそもまったくもって本件の争点ではない。Xはこの点について全く争っていない。控訴理由においてXが、3万 4000 件の見舞金支払いの事実の点のみを挙げているのはこのためであろう。

本判決が認定している 180 件の見舞金支払いというの、Xが3万 4000 件の見舞金支払いを主張しているところ、その一部として 180 件の見舞金支払いを認定したというものではない。Xの主張する社内規程に基づかない3万 4000 件の見舞金支払いとは「別に」、本判決の認定した社内規程に基づく 180 件の見舞金支払いがあるという関係にある。にもかかわらず、本判決及び原判決は、Xが取締役の任務懈怠を構成する事実としては主張していない内規に基づく 180 件の見舞金支払いという事実が取締役の任務懈怠を構成するかを検討している。

つまり、以下において検討する本判決

の原審判断は、そもそも問題設定がズレており、当事者間に争いもなく、またXの主張の成否にも本来は無関係であることから「傍論」である。

② 経営判断原則の一般論

本判決は、見舞金支払が取締役の善管注意義務に違反するか否かについて、後述する2. 横領従業員への退職慰労金支払とは異なり、一般論（規範）を提示していない。だが、義務違反はないとしたその判断内容を見るに、見舞金制度の導入および見舞金の支払いという決定内容が著しく不合理でないこと、そして、これらの決定過程が何ら不合理でないことを直接の論拠としていることから、経営判断の内容または過程に著しく不合理な点がない限り取締役の任務懈怠あるいは善管注意義務違反を認定しないといふいわゆる経営判断原則を判断基準としていることがうかがえる。

経営判断原則とは、株式会社において取締役は自らの経営判断について会社に対して責任（損害賠償責任）を負うことはないというものであり（神田秀樹『会社法〔第26版〕』〔弘文堂・2024〕253頁注1）、その論拠は、取締役の萎縮の防止と経営の素人である裁判官の後知恵判断の防止にあるとされている（近藤光男『経営判断と取締役の責任』〔中央経済社・1994〕93-94頁、田中亘『会社法〔第4版〕』〔東京大学出版会・2023〕283頁、284頁コラム4-51、高橋美加ほか『会社法〔第3版〕』〔弘文堂・2020〕224頁。そのほか近時のアメリカ法の議論として松尾健一「米国における経営判断原則の正当化根拠をめぐる議論の状況」民商法雑誌154巻3号〔2018〕399-410頁）。

この経営判断原則の要件ないし規範の理解にはバリエーションがある。かつては「経営判断の過程が不合理か、その内容が著しく不合理である場合に限って取締役は善管注意義務違反として任務懈怠責任を負う」として、経営判断の過程と内容とを区分し、前者は通常の合理性審査、後者は著しく不合理性の審査とする学説が有力であり（吉原和志「取締役の経営判断と株主代表訴訟」小林秀之=近藤光男編『新版・株主代表訴訟体系』〔弘文堂・2002〕96-97頁）、その旨を判示する下級審裁判例も存在した（しば

しば引用される東京地判平成16・9・28判時1886号111頁も「前提としての事実の認識に不注意な誤りがなかったか否か及びその事実に基づく行為の選択決定に不合理がなかったか否かという観点から、当該行為をすることが著しく不合理と評価されるか否かによるべき」としており、全体として著しく不合理基準を採用しながらも判断過程は通常の合理性基準を用いているかのようにも理解できる）。だが、現在は、最高裁の示した「決定の過程、内容に著しく不合な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではない」（最判平成22・7・15判時2091号90頁）という定式から経営判断の内容・過程を問わずに「著しく不合理」基準で審査する理解が受け入れられている（田中・前掲書284頁コラム4-51、高橋ほか前掲書223頁）。

ただし、かかる最高裁の基準ではすべて「著しく不合理」基準となってしまい、責任が認められる余地がほとんどなくなってしまうことから、上記最高裁の基準を採用した上で、経営判断の内容・過程とは別に「前提となる事実の認識」については通常の不合理基準で判断し、前提となる事実の認識が不合理な場合には取締役は善管注意義務違反の責任を負うとする学説・下級審裁判例も存在する（東京地判平成30・3・1金判1544号35頁。ただし同事件の控訴審・東京高判平成30・9・20金判1566号27頁は、前提となる事実の認識も著しい不合理基準を採用している。そのほか最判平成22・7・15判時2091号90頁以前の裁判例として東京地判平成5・9・16判時1469号25頁、名古屋地判平成13・10・25金判1149号43頁。前提となる事実の認識にも重大な不注意による誤りを要求するものとして東京地判平成8・2・8資料版商事144号111頁、大阪地判平成11・5・26判時1710号153頁、さいたま地判平成22・3・26金判1344号47頁）。

③ 経営判断の内容審査

a) 目的の合理性・目的達成手段の合理性の判断枠組み

本判決は、見舞金に関する経営判断の内容について、見舞金の目的と目的達成手段とに分け、それぞれについて「著しく

不合理ではない」と評価することで、経営判断の内容全体としても著しく不合理でないと判断している。経営判断原則における経営判断の内容審査において、「目的の合理性」と「目的達成手段の合理性」とに分けて審査するという方法は必ずしもとられてきたものではない。しかしながら、目的自体の合理性と目的達成手段の合理性(相当性)とに分けて判断する手法は、買収防衛策の適法性判断(最決平成19・8・7民集61巻5号2215頁〔ブルドックソース事件〕)など法律学の様々な場面で用いられている方法であり、このような判断枠組み自体は1つの在りうる選択肢として合理的なものといえる。

だが、本判決では、目的の合理性として検討しているのは、①見舞金制度導入という事実であり、そして目的達成手段の合理性として検討しているのは、導入された制度に基づいた②180件の見舞金支払いの事実である。ここでは、目的の合理性・目的達成手段の合理性(相当性)というよりも、2つの異なる事実についてそれぞれ判断がなされたと捉えたほうが理解しやすいのではないか。

b) 目的の合理性—見舞金制度導入の合理性

まず、本判決は、見舞金制度導入の目的を「契約者保護」、すなわち「顧客の利益が今以上に不当に害されないようにする」ためであることと認定した上で著しく不合理でないと判断した。この判断には理論上、疑問を差し込む余地がある。というのは、取締役の善管注意義務の判断基準は、原則として株主利益最大化原則が妥当するとされ(江頭憲治郎『株式会社法〔第9版〕』〔有斐閣・2024〕23頁)、せめて会社の利益によって説明されるべきと理解されているからである。にもかかわらず、本判決は、株主・会社の利益に言及することなく、契約者保護・顧客利益保護のみをもって取締役の判断の合理性を基礎づけているように読める。このような判断は、会社法の観点からは、理論的には正当化できないと批判することもできそうである

しかしながら、契約者保護・顧客利益保

護のための措置は、業務を円滑にし、ひいては会社・株主共同の利益につながることは明らかである。前述した最判平成22・7・15判時2091号90頁は被告とされた親会社の取締役が子会社A社を完全子会社とすべく、子会社の少数株式を、当初予定していた株式交換における評価額(1株6561~1万9090円)よりも高額(1株5万円)で相対契約によって購入したという経営判断の合理性について、子会社の株主には親会社の経営するフランチャイズの加盟店等が含まれていること等の事実のもとでは、加盟店との友好関係を維持すること等によって親会社及びグループ企業各社の業務遂行のために有益であるといったことをもって「著しく不合理であるとはい難い」と判断している。本件においても見舞金の支払いは、社会問題化している不払い問題に対応することで、将来の業務を円滑に遂行するという利益に資することは明らかである。本判決は、このようなA社の円滑な業務遂行による利益が認められることは「言わずもがな」であったため、明言しなかっただけと理解することができる。

他方で、このような株主利益最大化原則ないし会社の利益を介さずに、本判決のテクスト通り、契約者保護・顧客利益保護をもって取締役の義務ないしは経営判断の合理性の根拠に用いる論理構成も不可能ではない。それは本件A社が生命保険業を営む保険会社(平成18年検証・平成22年検証開始当時は相互会社)であったことから保険業法の適用があり、かかる保険業法によって「保険契約者等の保護」(保険業法1条)が要請されていることから、取締役の法令遵守義務(会社法355条・保険業法53条の15で相互会社も準用)の内容として契約者保護義務・顧客利益保護義務が含まれると解する理解である(銀行法について岩原紳作「金融機関取締役の注意義務」同『会社法論集』(有斐閣・2016)248~256頁)。法令遵守義務の一内容と理解する場合には、経営判断原則の適用がなくなる、あるいは適用があるとしても「著しく不合理」基準の適用において取締役の裁量が狭まると理解す

ことになる（岩原・前掲論文 251 頁）。

いずれの法律構成も考えうるところはあるが、法律構成の違いによって本件の帰結が変わるとは理解しえず、「ためにする議論」の域を出ない。

c) 目的達成手段の合理性—180 件の見舞金支払い

目的達成手段の合理性について、本判決は 1 件当たりの見舞金額（特約日額の 10 日分であること）及び全体の件数 180 件から支払金総額が合計 856 万 9000 円であるという事実から、手段として著しく不合理ではないとしている。ここでいう目的達成手段の合理性とは目的に照らした手段の相当性ということができる。

手段の合理性の判断を支払件数及び支払金額で行っている本判決からは、本件での争点となっていた見舞金の支払件数の問題と関連するようにみえる。仮に、X の主張するように見舞金支払いが 3 万 4000 件であれば、支払総額も 200 倍弱（約 15 億円）となる可能性があり、この規模となれば目的達成手段として相当な範囲を超えるという可能性もあるからである。

だが、A 社は日本を代表する生命保険会社の 1 つであり、同社のウェブサイトによれば、年間の保険金支払総額は 2023 年度で約 1 兆 7286 億円、実質純資産額は 2024 年 9 月末現在で 5 兆 5813 億円、ソルベンシー・マージン比率は 864.2% に上る。このような A 社にとって、仮に X の主張する 20 億円超の支払があったとしても、それのみをもって任務懈怠・善管注意義務違反と認定されるおそれは皆無に等しい。

さらに、X の主張する本件見舞金支払いが「法的根拠を欠く」という点を実体法上、支払義務（契約者側には実体法上の請求権）がないという意味に理解するならば（前述研究 2(1)①参照）、本件で実体法上の支払義務がないという点は、医療機関のカルテの法定保管期間の経過によって A 社の定めた方法による保険金支払事由の立証ができていないというのに過ぎない。本件の見舞金は、他の記録から未払の保険金支払事由該当性が推認される事案に一定額を支払っているものである。

しかもこのような立証のできない事態になったもともとの原因是、A 社が請求案内を廃止したという点にあると認定されている。この A 社側の落ち度を私法上あるいは訴訟法上、どのように評価するか定かではなく、理論上の可能性としては、もし、契約者等が保険金支払等を求めて A 社に訴訟を提起した場合には A 社の証明妨害（新堂幸司『新民事訴訟法〔第 6 版〕』〔弘文堂・2019〕 632 頁）を理由に保険金支払事由該当性が認定され保険金請求が認められる可能性がある。かかる認定が行き過ぎだとしても、A 社側に契約者等に対する請求案内義務があり、かかる義務に違反したことを理由に「機会の喪失」論（中原太郎「機会の喪失論の現状と課題

（1）—（2・完）」法律時報 82 卷 11 号 95—100 頁、12 号 112—121 頁〔2010〕、中原太郎『機会の喪失』論の比較法的位相』中原太郎編著『現代独仏民事責任法の諸相』〔商事法務・2020〕 3—29 頁〔ただし保険金請求という金銭債権の回収機会を逸したというだけでは現在の日本の判例法理の下で『機会の損失』を認める可能性は低かろう〕）を用いた損害賠償責任が認められる可能性もあった。私法上の救済が認められないとしても、本件の見舞金の支払いがなされていなければ、契約者等への保護が不十分であることを理由に金融庁からより重い処分がなされた可能性もあり、その処分への対応（業務改善命令への対応など）により多くの費用が掛かったり、市場における名声・信頼の低下に伴いより多くの逸失利益が発生したりした可能性もある（見舞金の法的性質について竹濱修「コメント」保険事例研究会レポート 362 号〔2023〕 21 頁。なお本稿筆者は保険会社が一方的に支払った見舞金はそのままでは保険金請求の和解金にも損害賠償請求の和解金にも該当せず、保険契約者と合意が取れた時点でかかる合意の具体的文脈に応じて前記いずれかの和解金となると考える。それまではトラブル回避のための事実上の金銭支出に過ぎないと考えている）。

そして、X の主張は、未払の保険金支払事由発生の可能性の全くない事案である

にもかかわらず3万4000件に見舞金を支払ったというものではなく、上記の様な未払の保険金支払事由該当のおそれの高い事案が3万4000件あり、それに見舞金を支払ったはずだというものである。仮にXの主張通りの事情で3万4000件の見舞金の支払がなされたのであれば、それはA社に社会的に求められている支払がより多額であったというだけのことであり、その規模が大きいことをもって目的達成手段としての合理性が欠けるということにはならないと思われる。

いずれにせよ、本判決が目的達成手段の合理性の判断根拠として見舞金の支払額を挙げている点は、決して、支払金額が多額であればそれのみをもって目的達成手段としての合理性が欠けることになると判断したものと理解すべきではない。このような誤解が生じかねない理由は、本判決が、②180件の見舞金支払い決定・実施という事実の合理性を審査する際に、「目的の合理性」を論じることなく、「目的達成手段の合理性」（相当性）という枠組みを用いてしまったことによる。

仮想設例として問題になりうるのは、一方では、本件と同様、未払の保険金支払事由該当性を満たす蓋然性のある事案について見舞金の支払がなされ、他方では、本件と異なり、見舞金支払いが多額に上り、保険会社として求められる財産的健全性（保険業法1条）を害する状態に陥るような場面である。このような場合には保険会社の健全性を害するような見舞金支払いを決定・実行した取締役に善管注意義務違反となるかは慎重な検討を要する問題となる。だが、本件では、見舞金支払いによってA社の財産的健全性を害するような事情は認定されていないため、取締役に善管注意義務違反ではないとした本判決の判断は妥当である。

このように本判決の経営判断の内容審査にはいろいろと疑問を挟み込む余地がある。しかしながら、結論として善管注意義務違反を認めなかったという点は妥当である。

④ 経営判断の過程

本判決は、経営判断の過程の合理性につ

いて、A社の職務権限規程を遵守していることと弁護士の意見を聴取し妥当であるとの回答を得ている点の二点を明示して、不合理な点はないと判断している。

a) 通常の合理性基準と「著しく不合理」基準

まず、ここでは前述の経営判断の内容審査とは異なり「著しく不合理」基準を用いておらず、「何ら不合理な点は見当たらない」と通常の合理性基準を用いているかに見える点は理論上問題点として指摘しうる。しかし、通常の合理性基準を充足するのであれば著しく不合理でないということも示したことになる。この点をもって、本判決が経営判断の過程審査を著しく不合理基準ではなく通常の不合理基準を採用したと理解するのは不毛な揚げ足取りであろう。

b) 会社の内規遵守と判断過程審査の関係

そして、会社の内規に従っている場合には、経営判断原則の審査において合理性を肯定する要素とされることはこれまでの下級審裁判例でも認められてきた扱いである（東京地判平成12・9・28判タ1063号173頁、大阪地判平成14・1・30判タ1108号248頁など）。内規そのものの不合理性を立証することでかかる評価を覆すことは可能であるものの、本件においてXはそのような主張をしていない。また、弁護士の意見を聴取し、妥当である旨の回答を得ている点は、見舞金支払いの内規の合理性を基礎づける事情となろう。

他方で、内規に従っていることで合理性を肯定するという従来の下級審裁判例の認定は、経営判断の「過程」に着目した議論ではない。判断内容の合理性審査で行われることの多い審査手法である。

c) 見舞金制度導入と見舞金支払いとを区分した審査

さらに、本判決で掲げられている内規に従っていることと、弁護士の意見を聴取していることとは、いずれも決定過程の問題であるとしても、それぞれの過程によってなされる「決定」が異なるものである。

本判決は、①見舞金制度導入の事実と②当該制度に基づく180件の見舞金支払

いの事実という2つの異なる事実をそれぞれ審査したものと捉えることができ、内規に従った支払は②180件の見舞金支払いの決定プロセスの合理性、弁護士に聴取した点は①見舞金制度導入の決定プロセスの合理性と理解したほうがわかりやすいのではないか。

ここでも、細かな表現を指摘して縷々述べたものの、結論として、経営判断の過程にも著しく不合理な点はなく、取締役に任務懈怠・善管注意義務違反はないとした本判決の判断自体は妥当なものと考える。

- (2) 本件のXが本来問題にすべき法律構成
本判決は、①見舞金制度の導入と②180件の見舞金支払いの事実という2つの事実について、取締役に任務懈怠または善管注意義務違反がないかを検討したものであり、この検討内容に対して細かい揚げ足取りは可能なものの、結論としては妥当であるというは上記のとおりである。だが、先述(研究2(1)①)のように、そもそも、①見舞金支払い制度の導入と②180件の見舞金支払いが妥当であって、任務懈怠・善管注意義務違反とはならないであろうことはXも前提としているところだと理解できる。

Xの主張する具体的な事実からは、本判決の法律構成とは異なる法律構成の問題として判断することもあり得た。そこで、本研究では、本件Xの主張によってXが実現したい価値ないし政策判断をより直截に反映することのできる法律構成として(a)手続違反の支払と(b)請求案内廃止の判断という2つの事実を対象に任務懈怠・善管注意義務違反の有無を検討する。

① 「法的根拠を欠く」支払=手続違反の支払

本件でXは、A社による見舞金支払いを「法的根拠を欠く」ものであることを強調しているが、ここでいう「法的根拠を欠く」とは、実体法上支払義務(実体法上の請求権)がないというよりも、支払手続に違反した支払であることを意味したものであることは先述(研究2(1)①)のとおりである。

Xの主張するA社の見舞金支払内規に違反したとしても、ただちに取締役の会社法上の任務懈怠ないし善管注意義務違反を構

成するわけではない。経営判断原則の適用によって解決しようとすれば、かかる内規違反による見舞金支払いが、判断の内容面あるいは過程面のいずれかにおいて著しく不合理であるということまで言えなくてはならず、しかもその立証責任は、責任追及側(原告側)にある。本件のように見舞金が、保険金支払事由の立証がなされていないものの他の資料から保険金支払事由を推認させる事情がうかがえ、かつ、厳密な立証のできない原因は保険会社が請求案内をしなかつたため期間を徒過し、立証に必要となる医療機関のカルテが法定の保管期間を徒過してしまったことにあるような場合に、顧客との関係維持や名声、金融庁からの処分を少しでも軽減する目的で支払ったというのであれば、社内規程を無視して支払ったとしても、簡単には「著しく不合理」とは評価できないように思われる。保険金不払い問題が社会問題化する中で超法規的な措置を経営者の強いリーダーシップの下、実施したという判断を「著しく不合理」とまで評価することはできないのではないか。

もちろん、保険金不払い問題が社会問題化する中で、上記のような見舞金支払いにかこつけて、取締役が家族や近親者に、保険金支払事由充足していた蓋然性などが全くないにもかかわらず、見舞金支払い対象にねじ込んだというような事が仮にあれば、著しく不合理だと評価することもできよう。だが、Xはそこまでの主張はしていない。

そこで、顧客との友好関係の維持、名声の維持、行政庁の処分軽減のためといった理由でなされた社内手続を無視した金銭支払を、法的に問題視するとすれば、本件A社が保険会社であり、かつ保険会社は保険業法によって契約者への金員支払いを含む様々な面で公正性確保・健全性確保の観点から規制されている点に求めるくらいしか方法がない。保険会社における支払手続のためのルールもかかる保険業法及びその趣旨を具体化したものと捉え、かかる手続違反は単なる社内規程違反を超えて法令違反ないし法令の趣旨に反する行為であって、取締役に対して法令遵守義務(会社法355条)を課す根拠としての適法性の要請を害する行為であることをもって、任務懈怠ないし

善管注意義務違反を認定するという理論構成がありうる。

保険会社には業務の公正性及び健全性（保険業法1条）が求められているところ、支払のための社内規程に違反したことをもってただちに、保険会社の業務遂行の公正性・健全性に反したとまで評価できるかは解釈問題であり、また、保険業法上の公正性・健全性の要請に反したというだけでただちに法令違反・法令遵守義務違反とまでは断定できず、そのような場合に著しく不合理基準の適用が厳格に判断されるかも解釈問題である。だが、理論的な可能性としては、社内の支払規程に具体化された保険業法の公正性確保・健全性確保の要請に反したことでも著しく不合理であると判断するか、あるいはそもそも法令の趣旨に反する行為には経営判断原則は適用されないとして、善管注意義務違反・任務懈怠を認定することは可能である。

実際に、銀行の取締役においては、銀行法の要請であるところの健全性確保の要請に反し、回収の確実性の欠ける追加融資を実行したという判断については、判断内容を著しく不合理であるとして善管注意義務違反を認定するのが最高裁の判断である（最判平成20・1・28判時1997号143頁、最判平成20・1・28判時1997号148頁。刑事事件として最決平成21・11・9刑集63巻9号1117頁）。かかる判断は、銀行法1条の健全性確保の要請に反することが銀行の経営裁量を狭める根拠となったものと指摘されている（岩原・前掲論文251頁）。同様の判断が保険業法・保険会社にも妥当する可能性がある。

ただし、このように手続違反をもって任務懈怠を認定した場合に、会社の損害額をどのように認定するかは別途解釈問題となる。というのも、仮に見舞金支払いに社内規程違反がありかかる違反が任務懈怠を構成するとしても、任務懈怠のない状態、すなわち、社内規定を遵守したとしても、結局、同額の見舞金支払いがなされた蓋然性が高いのであれば、そもそも損害はないということになりかねない。かかる社内規程違反の悪質性が高く、社内規定を遵守した場合にも見舞金を支払ったはずであるという仮定

的な因果関係を想定することは公序良俗に反して認められないといえるような場合であれば、社内規定を遵守した場合にも損害が発生することが想定されたとしても、かかる想定損害額を損益相殺的に調整すること（減額すること）は信義則に反して、あるいは公序良俗に反して認められないことがある。

例えば、贈賄をした取締役に対する対会社責任が問題となる場合に、贈賄という法令違反行為によって会社からは賄賂として送った金員が流出し、会社に損害と認定できるところ、当該贈賄がなければ会社は贈賄によって獲得した利益を得ていなかつたのであるから、かかる利益についても損益相殺ないし損害額からの減額をすべきであるところ、贈賄という行為の反倫理性の高さに着目し、贈賄から生じた利益については公序良俗によって相当因果関係が切断されると判断し、損益相殺ないし損害額の調整を否定することがある（東京地判平成6・12・22判時1518号3頁、江頭・前掲書503頁注3）。

しかし、そのような道徳性の高い社内規程はにわかには想定しがたく、また本件の見舞金支払規程がそのような道徳性の高い規範であるとは解されないため、あくまで机上の空論としての可能性を指摘する。

本件では、そもそも事実認定として、Xの主張する社内規程に違反した見舞金支払いの事実はないというのが本判決の原審・控訴審に共通する判断である。社内支払規程違反を梃に保険業法の趣旨に反することもって任務懈怠を認定するルートは本件では実現できない。

② 請求案内の廃止

本件で取締役の任務懈怠・善管注意義務違反の対象は、Xの主張によれば、平成22年ごろからA社規程に基づかない見舞金支払いが3万4000件存在したこととされており、また、本判決は、見舞金制度を設けたこと及び180件の見舞金支払いという2つの事実となっている。だが、いずれにせよ、社会的課題となった保険金不払い問題対応として見舞金を支払うということは、見舞金支払いの内規に従つたものであれば（Xの主張が内規に反した支払いを想定している

ことについて、原判決・別紙6「争点に関する当事者の主張」1(1)キ、研究2(1)①b、(2)①参照)、顧客保護・契約者利益保護のため、ひいては顧客との友好関係を維持し、会社の利益のために(研究2(1)③b参照)、合理的なものであるとして、取締役の義務違反の認定がなされることはなさそうである。

だが、このような見舞金支払いが必要となった理由はそもそもいわゆる保険金不払い問題に原因があり、しかも本判決の原審によれば、本件A社における不払い問題の原因は、平成10年の従来の請求案内を廃止したという決定にあると認定されている。そして、請求案内を廃止するというA社の決定に対しては、「このような事態を招いた本件会社契約サービス部の上記方針を決定した当時の執行役員及びこれを是認した他の取締役の判断は、上記のような経営方針を保険金等支払業務に具現化するという観点やその顧客の利益が不当に害されることがないようにするという観点からみて、相当であるとは断じ難い」と判示されている。このことから平成10年の請求案内の廃止の決定を任務懈怠行為の対象とすることはありうる法律構成だと思われる。

前述のように取締役の善管注意義務の判断の指針は原則として、株主利益最大化原則であり、そして経営判断の原則が妥当すると理解されている。しかしながら、特約の有無など素人には複雑な保険商品を販売しておきながら、契約者に対して請求案内を廃止したということは、特定の法規違反ではないにしても、保険業法1条の定める保険会社の業務の適切性確保や保険契約者の保護といった一般原則に反する行為である。金融庁が検証を求めるなどの監督行為・介入行為を行った理由もこの点に求められている。

このような法の趣旨に反する行為においては法令違反行為に準ずる行為として経営判断原則の適用を否定し、あるいは経営判断原則を適用するにしても、法の趣旨に反する行為を行う取締役の裁量を否定することができる。そして、直接には株主利益を害する行為でなかったとしても(A社の平成10年の請求案内の廃止は、A社の増大した業務負担を緩和し、迅速な処理を可能とす

るものであったことから、この点のみとらえればA社ひいてはA社株主の利益にかなうものと位置付けることができる)、善管注意義務違反として任務懈怠を認定することができる」と解される。

このような判断は銀行取締役における融資の際の責任について最高裁が銀行法の趣旨に基づいて責任を比較的容易に認定している立場と親和性のある発想である。

ただし、平成10年のA社取締役の決定となると、本件の被告のうちY₁はA社の取締役ではなく、またY₂はA社取締役ではあるものの、代表権のない常務取締役(本判決では認定されていない事実であるが当時のA社株主総会招集通知より)であって、かかる決定に主体的に寄与したとは解されない。また、当時の取締役を被告にするにしても、XがA社監査等委員会に提訴請求をした平成29年まで10年以上経過していることから消滅時効(10年。民法166条1項2号)によって債権が消滅することとなると考えられる。さらにA社は平成22年4月に相互会社から株式会社への組織変更を行っており、相互会社時代の役員の任務懈怠責任について、相互会社の社員代表訴訟(保険業法53の17・会社法847条)の原告適格は失われ、かつ、株式会社後の株主代表訴訟の対象とはならないおそれも高い。

ただし、A社の「請求案内の廃止」という決定が持続されている間は、任務懈怠行為・善管注意義務違反が継続していると考え、消滅時効の起算点を請求案内の再開を決定した時点にまで遅らせることで、対象となる被告取締役の基準時そして消滅時効の起算点を遅らせることができるのではないかと考えられる。A社の様な日本を代表する大規模保険会社の取締役には保険契約者の利益保護という保険業法1条の趣旨にのっとり、請求案内をする義務があり、請求案内を廃止している間はかかる義務に違反したと構成することも考えられる。だが、保険業法1条のみから請求案内義務が課され、かつ、取締役の善管注意義務の一内容とまでなると理解するのは難しいのではないかと考えられる。

③ 平成22年検証前後の二度の公益通報事項

そのほか、Xは、A社の従業員として、平

成 22 年検証の前後において、少なくとも 2 度、金融庁に公益通報を行っている。そして、金融庁はかかる公益通報に基づいて A 社に対して立入検査を行い、第 1 回目の公益通報の後には参議院財政金融委員会等でも問題とされ、A 社は 2 度目の検証（平成 22 年検証）を実施することとなった。金融庁がこのような対応をしたということは、X による公益通報が全くの虚偽ではなく、A 社に何らかの不正行為があったことが推察されるものの、本判決において、いかなる行為が行われたのかの認定がなされていない。ということは、X の公益通報で指摘された事項は事実だとは認められていないという認定なのかもしれないが、そもそも X の主張の中で、公益通報事項について言及がなされていないから判断がなされていない可能性もある。

X は、公益通報事項の中の、A 社取締役の不正行為を指摘し、立証することで、取締役の任務懈怠が認定され、因果関係のある会社の損害については、会社法 423 条の責任が成立する可能性がある。

ただし、本判決の原審における X の主張からは、X の公益通報事項は、A 社が会社の規定を遵守せずに秘密裏に見舞金支払いをしたことである可能性も高い。この事項については、本判決は事実ではないと認定していることから、既に否定されたものと捉えることができる。さらに、仮に、社内規程手続を無視して見舞金を支払ったことが公益通報事項であれば、かかる事項が立証されたとしても、本来は、社内手続を遵守した上で支払われるべき見舞金であったため、因果関係のある損害はないということになります。

3. 自殺した横領従業員への退職金等の支払

(1) 本件の事案の特殊性

本件では、A 社から C 社に出向し、その C 社で横領行為をした従業員 B に退職金を支払っている点も取締役の任務懈怠行為であることが主張されている。本件の特色として、従業員 B に対して A 社の社内規定に基づいて管理職員懲戒委員会を開催し、一度は、退職金支給の対象とならない懲戒免職の決定がなされたにもかかわらず、被害者である C 社の意向として、B から被害弁済がなされるまでは懲戒処

分をまつよう申し入れがあったことから、懲戒免職処分の実施を延期していたところ、その間に B に自殺されてしまい、B は懲戒処分がなされる前に退職金の対象となる「死亡による退職」となってしまったという点がある。

A 社の管理職員・内勤職員退職金規程によれば、1 年を超えて勤続した職員が、死亡、高度な障害、病気療養による休職期間満了、解雇によって退職した場合には、本人または遺族に退職慰労金を支払う旨定められており（同 5 条 1 項）、このような場合に退職金を支払うか否かについて会社側に裁量を認める文言は存在しない。会社に裁量があるのは、当該職員に在職中特に功労があった場合に支払われる功労金の支給の可否など（同 10 条）一部の事項に限られており、あとは勤続年数や役職等に応じて機械的に退職金額が算出される。

このような状況で A 社は、B の遺族に退職金を支払わなくてはならないかどうかを弁護士に確認し、弁護士は、懲戒免職処分の手続は完了しておらず、B の死亡によって懲戒免職処分の執行は難しくなり、退職金等を社内規定に従って支払われるべきだと回答した。本件では、上記のように懲戒免職処分を一度決定しながら、その執行を延期したというだけであるので、この弁護士の回答とは異なり、懲戒免職処分の手続は完了していると理解することも可能であったのではないかと思われる（同旨、溝渕彰「本件原審判批」保険事例研究会レポート 362 号〔2023〕19 頁）。

懲戒解雇等の場合に退職金を不支給とする退職金規程については、労働者のこれまでの勤続の功を抹消ないし減殺するほどの著しく信義に反する行為があった場合に限って適用されるとされている（菅野和夫＝山川隆一『労働法〔第 13 版〕』〔弘文堂・2024〕658-659 頁）。

かかる見解に従っても、本件の従業員 B は、出向先企業で 8747 万 1000 円もの金額を横領しており、これに対して、B の遺族に支払った退職金関連の支給は X の主張に基づいても 8170 万円であり、金額的な観点だけでも「これまでの勤続の功を抹消」するほどと評することができる。

しかし、これは A 社取締役に退職金支払いを拒絶する裁量が認められたというだけで、A 社の取締役が退職金支払いを拒絶しなかつたというだけでただちに義務違反を認定され

るわけではない。これは取締役には一定の裁量があるからである。

(2) 経営判断原則の適用による審査

本判決の原審は、出向中に横領後に自殺した従業員Bへの退職慰労金支給の決定が取締役としての善管注意義務違反となるかどうかについて、「使用者である株式会社の被用者である労働者（支配人その他の重要な使用人に当たる者を除く。）に対する懲戒権の行使についても、取締役会の委任を受けた取締役等において、上記事情を総合考慮して決定することができ、その決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役等としての善管注意義務に違反するものではないと解すべきである」としており、明示的に経営判断原則を適用している。

そのうえで、出向先である横領の被害者の申し入れに従って懲戒処分を停止したという判断をしたこと、および、Bの自殺後、社内規定に従って遺族に退職金等の支払を決定したことについて、Bの自殺を予見することができたという特段の事情が見当たらないこと等から、決定内容は著しく不合理ではないとした。そして、決定にいたる過程において懲戒処分の決定について管理職員懲戒委員会で検討し、弁護士の意見も聴取している点を捉えて、判断の過程にも何ら不合理な点はないとして、善管注意義務違反はないと判断した。

このような判断は、前述のとおり、本件弁護士の退職慰労金支払が必要という見解に対して必ずしもコミットしなかったものだと受け止めることができる。

そのほか、そもそも本件で退職金の支給を決定したのは、人事部担当執行役員であり取締役ではなく、取締役であるYらは監視義務あるいは内部統制システム構築義務として問題になるに過ぎない点については溝渕・前掲判例20頁参照。

（尾崎悠一教授 コメント）

本判決は、Xの最大の主張である3万4000件の見舞金の支払いの事実自体を否定するものであり、本件において請求が棄却されるという結論自体は自然なものである。また、レポートで検討されている通り、見舞金の法的性質の理解は必ずしも容易ではないが、その法的性質をどのように捉えるか

はともかく、実質的には見舞金の支払いは紛争の和解による解決に相当するものであり、相応の手順を尽くして運用している以上、関係する役員の任務懈怠責任を認めることは容易ではないであろう。さらに、任務懈怠の有無の判断において、一般事業会社と比較しての生命保険会社の役員の特殊性や生命保険事業の特殊性を強調する余地も乏しく、当時の社会状況も任務懈怠を否定する方向に作用しそう（社会問題化した以上、一定の解決が迫られているといえるため）である。

本件においては、別紙6として整理されているXの主張が必ずしもクリアではなく、また、レポートの表において補われているように、Yの責任を検討する上で認定されていることが望ましい（かつ、容易に認定できそうな）事実が必ずしも十分に認定されていないように見えることからも、Xの主張と判旨の判断が噛み合っていない可能性が感じられるのは自然である。さらに、レポートが指摘するように、「法的根拠を欠く」というXの主張の意味内容も必ずしも明らかでないといえそうである。しかしながら、Xの主張をレポートのように理解した上で、判旨をいわば「傍論」として評価するのが適切なのは疑問の余地もある。

たしかに、レポートが指摘するようにXが問題とする3万4000件の見舞金支払いは、本判決が認定している180件の見舞金支払いとは別のものであり、（180件とは異なる）3万4000件について、社内規定の手続きを経ずに秘密裏に見舞金を支払ったことをXは特に問題視しており、控訴審での主張と合わせると、Xの関心事はもっぱらこの点にあるとさえいえるのかもしれない。しかし、「Xは、①見舞金制度の創設や②見舞金の内規に従った180件の見舞金支払いは、取締役の任務懈怠・善管注意義務違反を構成するとは全く主張しておらず、むしろ社会的に望ましいと考えていたと推察される」といえるかは明らかではない。原審は任務懈怠に関する争点を、上記約3万4000件の支払を「含む」見舞金の支払いがYらの任務懈怠に該当するか、としている。裁判所がXの主張を正しく把握できていないおそれはあるものの、少なくとも、判決文を見る限りでは、Xが、180件の見舞金支払いについては問題としていない（むしろ社会的に望ましい）と考えていることが明確に読み取れるわけではなさそうである。また、Y側が、180件の見舞金を支払ったことについて任務懈怠はないと主張していることからも-Xの主張がクリアでなかったり、裁判所が適切に争点整理できていない

結果だとしても-Y側は、Xが180件の見舞金支払いを問題視しない態度をとっているとは理解しなかったものといえる。そのように考えれば、「法的根拠を欠いた」というXの主張は、手続違反・内規違反に限定して理解することなく文字通りの意味で理解でき、また、見舞金制度の創設とその制度に基づく180件の支払いについてYらの善管注意義務違反の有無を判断する裁判所の判示は、(裁判所が重要な判示事項と考えているのみならず)客観的にも本判決の結論にとって重要な判示と捉えていいように思われる。

(東京：2025年1月8日)

報告：一橋大学 教授 得津 晶 氏
座長：東京都立大学 教授 尾崎 悠一 氏